

生駒市条例第 3 4 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 0 年 9 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市都市計画税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「第 5 8 項」を「第 5 9 項」に改める。

第 2 条 生駒市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「若しくは第 5 3 項」を「、第 5 3 項」に改め、「第 5 9 項まで」の次に「若しくは第 6 1 項」を加える。

附 則

この条例中第 1 条の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 4 9 号）の施行の日から、第 2 条の規定は平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。